十六 作業服ノ支給ヲ一般従業員ニ及ボスコト	現行被服貸與規程ニヨリ貸與ス	同上
十七 犠牲者ヲ出サヾルコト	明約スベキモノニ非ズ	（今回ハ犠牲ヲ出サズ（加賀美高木課長立会 社長口頭ニテ回答）
十八 大正十年五月一日ヨリ実施ノコト	六月一日ヨリ行フ 但シ右期日以前ヨリ行ヒテ 要求ノ[illegible]ヨリ実施ス（口頭ニテ社長ヨリ回答）	

今次ノ[illegible]二回以上（ヲナシタル）ノ[illegible]、

参考事項

今次例

(イ) 営業状態（大正八年下期ヨリ九年上半期ハ無配当ナリシモ九年下期ハ配当一割、今回ハ一割二分位ノ予定ナリキ）

(ロ) 資本金（

(ハ) 福利増進施設（クラブ、日用品廉売、慰安会位ニ止マル）

(ニ) 従業員[illegible]（[illegible]ハ[illegible]ニ直ニ[illegible]ニテ[illegible]ズ、他ト比較シテ寧ロ良好）

(ホ) 大阪工業会ニ加入 (ヘ) [illegible]ニ因ル損害、